

○山口（俊）委員 まず、このたび我が国は大変な大震災に襲われました。今もまだ被災地に十分な生活物資が届かない、一方において、原子力発電は制御不能じゃないかというふうな話さえ出てきておる中で、本当に心から、お亡くなりになられた皆様方にはお悔やみを申し上げ、また、苦しんでおられる皆様方にはお見舞いを申し上げたいと思う次第でございます。

その中で、冒頭、財務大臣にお伺いをしたいのは、じわじわと、さまざまな作業が進む中で、地方公共団体もそうでしょう、被災民の皆さん方もそうなるでしょうが、やはり予算はどうなるんだと。やはりここはしっかりと、国として、政府として責任を持ってやるんだ、任せてくれ、ともかくどんどんやるんだというふうなメッセージをきちんとお示しになる必要があるのではないかと。

まず冒頭、お尋ねをいたします。

○野田国務大臣 山口委員にお答えしたいと思います。

今般の大震災の特徴は、規模が大きい、そして被害の範囲が広いということもありますけれども、自治体機能が著しく低下しているというところに特徴がございます。

本来ですと、災害対策というと、自助、共助、公助。公助の中では、市町村、都道府県、そして国の役割分担とあるんですが、自治体機能が著しく低下をしている分、これは相当に国が踏み込んだ支援をしていかなければいけないということが基本的なところだと思います。

そういうことで、発災をした翌日に激甚災害の指定をさせていただいて、国の補助のかさ上げをさせていただきましたし、きのうは、災害救助費負担金などに係る予備費三百二億円を、被災の状況がとても厳しい岩手そして宮城、福島について交付することを決定いたしました。それから、三月交付の特別交付税については、初動経費を概数で二十億円と算定して被災自治体に交付をさせていただきました。

加えて、現在審議中の改正交付税法が成立すれば、二十三年度の普通交付税四月分について年度の初日である四月一日に交付されるほか、六月分の相当程度も繰り上げ交付がなされる予定でございます。また、二十三年度の特別交付税について、被災自治体等に対し所要の金額を特例的に随時決定、交付できる

こととなっています。

こういう自治体の皆さんが財政を心配してお困りにならないように、私どもとしてもこれからも万全を期していきたいと考えております。

○山口（俊）委員 同時に、阪神大震災のときも、いわゆる個人の財産に対してどうだというふうな議論も実はありました。もうしばらくしたらそういった話も出てきますので、そこら辺、きちっと整理をして対応していただきたい。

時間がありませんので、つなぎ法案であります。先ほども提出者の野田議員さんの方からお話がありましたように、本来、歳出歳入は一体的に取り扱うというのが大事な大事な原則なんだろうと思うんですね。これまで、この間、私も質問させていただいた折には、大臣もそのとおりでというふうなことで、しかも、あらぬ発言をした玄葉大臣が陳謝までなされたわけですよ。ところが、結果として予算だけ先に行っちゃいました。

当委員会としては、かつて民主党さんは夜なべはだめだということで応じてくれませんでしたけれども、我々は結構御協力を申し上げたわけですが、こうなってしまったわけでありまして。大臣、どうですか。

○野田国務大臣 前に山口委員から御質問をいただいたときにお答えをさせていただいたとおり、予算と関連法案は年度内の成立を一体的に目指すというのが私どもの基本的な姿勢でございました。特例公債法案あるいは税制関連の法案、さまざまな観点から御審議をいただきました。夜なべという形の御協力もいただいたこと、本当に心から感謝申し上げたいというふうに思います。

ただ、残念ながら、国会の運びについて余りとやかく政府の立場からは言えませんけれども、関連法案についてはなかなか合意形成ができないということにおいて、今回、与野党で知恵を出して、特に野党の皆さんから、ある意味、緊急避難的に手を差し伸べていただいて、こういう形で期限延長法案という形の御審議になったものと理解をしております。

二十三年度の予算が成立をしたとしても、それを裏づけるいわゆる税制本体であるとかあるいは特例公債法案、これがないとやはり執行はだんだん厳しくなってしまうので、引き続き、御賛同いただけるべく、これからも御説明をさせていただきたいというふうに思います。

○山口（俊）委員 もういよいよあと少しで予算は成立するんでしょう。そういったときに、これまでの経緯を見ていますと、やはり非常に責任感の欠如あるいは対話への努力不足というのを感じざるを得ないわけであります。

これは先ほどもお話がありましたが、つなぎ法案にしても、本来、やはり政府・与党として責任を持ってお出しになるということが本当の姿じゃないんですかね。野党から出るというのは、実はこれは恐らく初めてのことじゃないかと思います。そこら辺について、提出者の方のお気持ちと大臣の思いと、お答えを簡潔に願いたいと思います。

○野田（毅）議員 もともとこういうものはない方がいいのは当たり前で、年度内にきちんと処理できる。問題は、今はそれがうまくいっていない。

特に、衆議院では圧倒的に与党が強いですよ。だから当然、衆議院は与党の多数で通過するだろう、問題は、参議院で逆になるだろう、そのときにどうするかということではないかと、私どもは実は想定をしておったんですよ。そうでなければ、衆議院を通過する段階から、知恵を出すんじゃないかと、むしろ真摯に、本当に中身についてどうするかということがなければいけなかったけれども、どうも数の組み合わせばかりのケーススタディーばかりあるようでいて、ということでは困るねと。

ですから、結局、もう時間がなくなって、今現在まだ、政府提出、閣法ですから、閣法をある意味ではこれは否定することになるわけですが、今回のつなぎは。そういう意味で、自己否定ということになれば、政府・与党として提案することはできないだろう。

であれば、我々の方から、部分的なことを取り出して、そして国民の生活、経済の取引に混乱が生じないようにするということは、ある意味では与野党を超えた責任ですから、そこだけは務めを果たすべきだろう。内容においては、また引き続きしっかりと論議をして、お互い誠意を持って対応するということであろう、もう時間がない、こういう状況でございました。

○野田国務大臣 ただいまの野田先生の御答弁にもございましたけれども、やはりこれは、期限が来て、国民に不測の事態が発生してはいけない、そういう中で、野党の皆さんの、ある意味、寛大なお心を持っての対応だというふうに、私どもは感謝をさせていただきたいというふうに思います。

○山口（俊）委員 三年前にもよく似た話があつて、政府が出した。大体、与党がやるわけなんで、今回、異常事態とはいえ、この三カ月の猶予の間に、やはりもっとしっかりと話し合いの努力をしていただきたい、合意を見る努力をぜひともしていただきたい。もちろん私どもも、こういう状況下でありますから、しっかり対応していきたい。

ただ、そういった中で、一方において、子ども手当法案のつなぎが出てきたわけですよ。これは、これまでの当委員会における質疑からしても、かつて野田大臣は、減額補正もあり得る、こういうふうな大変な事態なので震災前と震災後は違う、そして、やはり優先度をしっかりと考え、野党も含めて議論をして決めたいとおっしゃったわけですね。

この子ども手当のつなぎに関して、どうお考えですか。もし減額補正するとしても、三カ月間、配るわけですか。いかがですか。

○野田国務大臣 政府提案の平成二十三年度子ども手当法案については、これは短期間で各党の合意を得ることが困難な状況であったことから、与党として、国民生活や、特にこれは四月一日から地方が混乱するということを懸念して、今回緊急につなぎ法案を提出したものと承知をしています。

なお、仮につなぎ法案が可決、成立した場合においても、つなぎ期間が終了した後の制度のあり方が決まっていないうけでございますので、これは引き続き議論していかなければなりません。つなぎ期間だけ、そのまま結論は先延ばしということではなくて、まさに、合意形成ができるような議論というのは、もう来年度早々からすぐ議論しながら努力することではないかなというふうに思いますし、委員御指摘のとおり、やはり震災における復旧復興が今我が国にとって一番の大きな課題でございます。その大きな命題にこたえるために、財源をどう確保するか。これは、歳出においても歳入においても、既存の、今までの我々の考え方でいえばこれがベストだとあったものについても、やはり基本的な見直しはしていかなければならないと考えています。

○山口（俊）委員 恐らく大臣、内心じくじたる思いだと思うんですよ、加算分に関してもかなり疑問を投げかけておられましたので。

混乱とおっしゃいますけれども、例えば、児童手当に戻った。交付をおくらせれば、全く混乱しないわけです。後々、これはつなぎがどうなるかわかりま

せんが、混乱をしないようにしっかりと対応していただきたい。

もう時間ですので終わりますが、三カ月の猶予ということではありますが、その間、我々も責任を持ってしっかりと対応していきたいと思いますので、三分の二をちらちら見ながらやるのではなくて、もうそれこそ裸になってどんとやりましょうよというふうなことが今こそ私は必要なんだろうと思います。それを強く求めて、終わります。